平成２２年（フ）第３２１号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目９番４号ヴィラ・クレインＳ―201号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金811番地29フォルテコート若葉109号
債務者　畠本　裕代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第３３３号
埼玉県所沢市青葉台1340番地の３　ツインリーヴスウエスト303
債務者　西條　愛子（旧姓諸藤）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第３３５号
埼玉県狭山市柏原1158番地の１　リバティスクウェア201
債務者　浅田　絵里
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第３５５号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目17番地14ソリテール風見舎202、前住所埼玉県富士見市針ヶ谷２丁目９番地９　アップルウェイみずほ台401
債務者　後藤　昌弘
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第１５４号
埼玉県深谷市上野台3270番地12
債務者　本間　友美（旧姓高師）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第１８４号
埼玉県東松山市幸町14番23号　ヴェル・ヴィール幸町205号室
債務者　川村　友和
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第５１号
千葉県東金市菱沼269番地７
債務者　内山　義謙
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２１年（フ）第６４６号
静岡県沼津市西熊堂350番地の22
債務者　西島　君意
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第１６６号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地65棟305号
債務者　余語　秀幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第３９号
京都府宮津市字鶴賀2085番地
債務者　藤原　孝夫
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで京都地方裁判所宮津支部
平成２２年（フ）第３１号
京都府舞鶴市北浜町８番地の７
債務者　佐々木洋幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係
平成２２年（フ）第６２１号
大阪市住吉区南住吉２丁目10番12号
債務者　濱口真一郎
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２１３６号
大阪府寝屋川市郡元町11番１号
債務者　寺島　誠二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２３６５号
大阪府八尾市春日町４丁目２番26号
債務者　濱口　文二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２７１８号
大阪府寝屋川市点野５丁目６番11号
債務者　吉川　伸一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２８９７号
大阪府豊中市浜１丁目24番16―301号
債務者　森島　順子（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２９３９号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ３―402号
債務者　内山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで大阪地方裁判所第６民事部